

東商品支発第32号
平成21年5月14日

東京商工会議所中小企業委員会
委員長 井上 裕之 様

東京商工会議所品川支部
会長 大山 忠 一

中小企業・税制特別委員会
委員長 武田 健 三

品川支部 平成22年度中小企業施策に関する要望

サブプライムローン問題に端を発した米国発の金融危機、特に昨年9月の米大手証券リーマンブラザーズ破綻、いわゆるリーマンショックや、日本の経済失策から、日本経済のみならず世界経済が同時不況に陥っています。これまで日本経済の成長は、輸出関連企業が牽引してきており、平成20年10-12月期のGDPが戦後2番目の下落となったように日本経済の落ち込みは目を覆うものがあります。

100年に1度の大不況と言われる急激な景気悪化の環境下で、日本経済を支えていた多くの中小企業は急激な受注量の減少により経営に深刻な影響を受けています。危機的な状況を早急に打開し、日本経済を再び成長路線につなげるためには大胆な経済政策が必要となります。

当品川支部では、区内会員企業の意見や、中小企業・税制特別委員会での活発な議論を経て、このたび本要望を取り纏めました。中小企業委員会の要望に取り上げていただきますようお願い申し上げます。

【緊急要望】

～100年に1度の大不況、 大胆な経済活性化策の実施を～

100年に1度の大不況を克服するためには、需要創出を促すための非常識と言われるほど大胆な経済活性化策が求められます。また、急激な業績の悪化の中で、苦境に立つ中小企業の事業継続を支援するためには金融面における支援が欠かせません。

新たな産業育成を通じた国内需要の喚起を促すため、「革新製品を購入した消費者・法人に対する所得控除税制」と中小企業の金融支援として「借入金の返済猶予を含む緊急金融支援措置」の創設を要望いたします。

1. 革新製品を購入した消費者・法人に対する所得控除税制の創設

平成21年度税制改正案で、省エネ・新エネ設備等の投資促進のための税制措置が盛り込まれております。しかし、現在の経済状況下では、多くの企業が赤字に転落しており、特別償却制度を活用出来る企業は少数しかありません。企業側だけではなく、消費者の購買行動と直結する税制こそが求められています。産業育成につなげる上での重要なポイントは、企業が研究開発した革新製品（省エネ・新エネ・防災等の製品）が確実に消費動向につながる見込みを持てるかどうかです。確実に需要の見込みを持てるのであれば、企業は設備投資や研究開発に資金を投入します。消費者側に視点を置いた需要喚起の政策として、以下の消費者・法人に対する所得控除税制の創設を求めます。

- ① 消費者が購入した革新製品の金額の50%を所得控除する。
- ② 法人が革新製品を購入した際には、法人所得より購入価格の50%を控除する。
- ③ 製品開発と消費購買の時期を合わせるため、本税制は2年間だけでなく3年間以上の期限を設ける。
- ④ 所得控除は3年間継続する。(50%×3年=150%)
(最低3年間継続し、控除しきれない額は7年間繰越控除する。)
- ⑤ 購入金額の上限及び購入回数の設定を設けない。
- ⑥ 革新製品の対象は、省エネ・新エネ・防災など新たな産業育成に寄与する分野の製品を広く含める。

「革新製品を購入した消費者・法人に対する所得控除税制」の導入効果として、①国内需要が飛躍的（10兆円以上）かつ急速に活性化され、景気も企業力も大幅な向上、②国内産業が革新的な技術革新（イノベーション）によって、持続可能な国際競争力のある製品の構築、が見込まれます。

2. 借入金の返済猶予制度を含む緊急金融支援措置の創設

急激な景気悪化の中、資金繰り対策は中小企業にとって死活問題です。技術力が高く経営状態の良かった中小企業ほど強気で設備投資を行っていることから、景気悪化による資金繰りへの影響が大きく、将来の日本を支えなければならない技術力の高い企業が一掃されてしまう危険すらあります。

政府による緊急保障制度や政府系金融機関の貸付制度、東京都の各区の緊急融資制度は中小企業への大きな金融支援になっています。しかし、直近の売上高減少の影響から、信用保証協会や政府系金融機関の審査にて、減額や融資自体を断られるケースも多く見受けられます。特に、条件変更（リスケジュールリング）を行った企業に対しては、追加融資が認められない実態があります。景気悪化の状況下、取引先の倒産による連鎖倒産が増加する可能性も高いため、信用保証協会や政府系金融機関における融資審査基準の緩和などセーフティネットの確立が求められます。

また、業績の急激な低下の中で著しく返済余力が減少している企業が急増しており、業績の回復までの緊急的な事業継続支援として借入返済猶予制度の創設が求められます。

その他、逼迫した中小企業の経営状況の中、決算の節目に向けて非常時の対応として大手企業や金融機関に適用されている資金繰り緩和策を、中小企業にも十分反映されるように要望します。具体的な対策としては、以下の緊急金融支援を要望いたします。

- ① 政府系金融機関や信用保証協会、民間金融機関からの借入金返済猶予が可能となる制度の創設（最高3年間の据置、金利無利息、据置後10年返済）
- ② 政府系金融機関や信用保証協会において、条件変更（リスケジュールリング）を行った企業に対する追加融資制度の創設
- ③ 債務の集約、条件変更（リスケジュールリング）、金利の低減、劣後ローン、私募債発行など、あらゆる緊急金融対策の実施
- ④ 政府系金融機関や信用保証協会における融資審査の弾力的な対応
- ⑤ 緊急融資に関する保証料の軽減措置
- ⑥ 連鎖倒産を避けるためのセーフティネット融資の強化（日本政策金融公庫の取引企業倒産対応資金融資の迅速な融資の実行、弾力的な審査の対応）
- ⑦ 金融機関の中小融資に対する姿勢への監督官庁の厳格な監視と、早急な監督指導の実施

【通常要望】

I. 中小企業支援施策の充実強化について

1. 徹底した歳出削減等を通じた関連予算の拡充と中小企業政策の地位向上

企業数の99.7%、従業者数の約7割、企業の付加価値額の5割以上を占める中小企業は、地域経済を支える重要な担い手であると同時に、雇用の受け皿として社会的にも大きな役割を果たしています。しかし、政府の中小企業対策予算（当初予算）は、農林水産関係予算（約2.5兆円）に比べ、1,890億円に止まっております。我が国の雇用の大部分は、中小企業の貢献によるものであり、それ相応の予算が組まれるべきだと考えられます。

財政再建の推進が喫緊の課題となっている中、増税よりもまず行政の効率化が重要です。歳入のほとんどが議員・公務員の人件費に消えると言われている現状を踏まえ、消費税の導入議論をする以前に、大幅な国家公務員の給与削減を含めた歳出削減策を徹底して進めるとともに、固定化している予算や特別会計・特定財源の見直しにより関連予算の飛躍的な拡充がなされるよう要望いたします。

- ① 農林水産関係予算以上に中小企業対策予算の増額を
- ② 消費税の導入議論の前に歳出削減の努力を
- ③ 国会議員・都区議会議員・公務員の削減による歳出削減を
- ④ 国家公務員の給与削減や、独立行政法人の整理による歳出削減を
- ⑤ 特別会計・特定財源の見直しによる財源拠出を

2. 中小企業が公正・活発に競争できる法規・制度等のインフラ整備

活発かつ正当な市場競争を行うため、市場競争は公正なルールに基づく必要があります。しかし、近年の法規、基準、制度の改正は、企業のコンプライアンス遵守に対する負担、時価会計導入による本業以外の要因による企業経営への影響、情報セキュリティ（ISMS）や環境対応（ISO）などに代表されるように、ともすれば企業活力を損なう方向に進んでおります。

特に、時価会計の導入（国際会計基準（IFRS）への適合）は、本業と直接的に関係のない資産価格の変動により企業経営に与える影響は大きく、中小企業にとって仕事そのものである得意先大手企業の設備投資や、金融機関の融資姿勢にも直接的に多大な影響を与えています。資産の時価ではなく、適正価格で判断するような制度の導入が求められます。

中小企業が大手顧客企業の要求どおりにコンプライアンス強化に対応するに

は大きな費用負担が必要となるため、コンプライアンス強化に対する補助金など中小企業を圧迫しないような施策が求められます。

一方で、下請企業に対する不公平な取引などが是正されていない事例も報告されており、中小企業が公正な取引をできる環境づくりが不可欠です。

については、法規・制度等のインフラ整備について以下の点を要望いたします。

- ① 時価会計導入の見直しによる、時価から適正価格への転換
- ② 企業活力を損なうようなコンプライアンス強化の見直しや緩和
- ③ コンプライアンス強化に取り組む中小企業に対しての補助金の創設
- ④ 中小企業の実態に即した公正取引の推進（「下請適正取引推進センター」の実効性の確保）
- ⑤ 中小企業の資金調達環境に資する金融監督の推進

Ⅱ．中小企業の業種別支援施策の実施について

1．製造業に関する要望

品川区の製造業は、技術力の高さに定評があるうえ「新分野への進出」にも意欲の高い企業が多く存在しています。しかし、今回の大不況による受注量の急激な減少や、稼働率低下により業績が悪化するなど、経営に多大な影響を与えています。特に、前年度前半までの好景気で積極的に設備投資を行っていた企業が多く、突然の景気悪化で設備投資の回収が困難な企業が増加しています。

長く日本経済を牽引した製造業は裾野が広く、雇用の担い手として重要な役割を果たしています。また、中小製造業の技術力の高さがグローバルに活躍する大企業の競争力を支えています。世界経済の中で、日本が将来にわたって競争力を維持するためには、個々の中小製造業を育成・支援する必要があります。については、製造業に関して以下の施策を講じるよう要望いたします。

- ① 設備投資後の工場稼働の低下など、急激に売上が減少した設備投資に対する助成金、又は別枠の特別融資制度の創設
- ② 中小製造業を保護する特区等を設置し、特区内における減税措置の導入

2．商業・商店街に関する要望

急激な景気悪化の中、地域の中小事業者・商店街は大型店との競合や後継者不足などの問題を抱えて厳しい経営状況にあります。商店街は地域コミュニティの担い手としての機能を持っており、健全なまちづくりを進めていく上で地域全体の公共的な役割を果たすことが求められています。一方で、都市部の商店街では大手チェーン店舗が商店街の便益を被りながら商店街振興組合に加入

せず、地域コミュニティの役割を果たさないといったケースも見受けられます。については、商店街を形成する地域の各個店が魅力ある店舗づくりを進めるにあたって、以下の施策を講じるよう要望いたします。

- ① 都道府県単位での商店街振興組合への強制加入制度の創設
- ② 「商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律案（地域商店街活性化法）」の早期成立

3. 情報サービス業に関する要望

情報サービス業は顧客となる企業の経営悪化が受注に直接影響し、景気に対して遅行性があるため、今後は急激な受注の減少が予想されます。特に、ソフトウェア業は業界団体の見込みでは50%以上の中小事業者が淘汰される懸念があるとされており、品川区は情報サービス業の集積があり、活発な経済活動を牽引してきていることから、深刻な影響を受ける可能性も否定できません。そのため、需要創出策として、大規模なIT関連の公共投資が求められます。

- ① 介護・医療分野における各病院間のネットワーク整備や、官公庁のシステム統合など3兆円を超える大規模なIT関連の公共投資による需要創出
- ② 経営環境悪化を乗り越える戦略立案のための支援制度の創設

4. 建設・不動産業に関する要望

建設・不動産業は公共投資の削減に伴う受注競争や、建築確認の厳格化に伴う建築工事数の減少など構造的な不況や、大手不動産会社の破たんなど危機的な状況が続いております。

緊急経済対策として公共工事の増加や工事費の前払い制度などが設けられておりますが、年度末に集中する公共工事の発注は、ここ数年の構造不況で人員を絞っている中小建築業者には対応が難しく、人員の確保も困難になることから、結果的に採算が悪化する傾向にあります。

また、公共投資の受注競争によって著しく採算が悪い案件が多く、個別案件の積算単価を上げる対応が求められます。については、中小建設業の実態に合わせて以下の施策を講じるよう要望いたします。

- ① 年度末に発注工事を集中させるのではなく、年間を通じて平均的に公共工事の発注を行う
- ② 予定価格の公示停止や最低落札価格の上昇など、低価格競争を避けるための入札制度改革

- ③ 積算単価の上昇など個別工事案件の発注単価の向上

5. 運輸業に関する要望

運輸業は昨年前半の原油高騰による採算悪化、燃料高騰が一段落した年度後半からは物量の急激な減少が起きており、多くの運輸業者が危機的な経営状況にあります。また、軽油価格とガソリン価格の価格差が縮小してきており、価格差の是正が必要となっています。ついては、運輸業に関して以下の施策を講じるよう要望いたします。

- ① 軽油引取税の廃止または凍結
- ② 高速道路料金の大口割引にかかる適用要件の緩和、時間帯割引の距離制限（100km）の撤廃、営業車特別割引（全面半額化）導入の検討
- ③ 省エネ、低公害トラックの買換促進のための抜本的支援策として、新エネルギー転換のための投資を含む安全・環境・省エネ対策に対する政策支援の大幅強化
- ④ 納品時の駐車取締の緩和措置

Ⅲ. 中小企業の底上げ・活力強化に資する支援策の実践

1. 事業承継の円滑化に向けた総合的支援体制の確立

廃業率の高止まりの背景には、中小企業経営者の高齢化と事業承継に係る適切な支援体制の不足があります。

また、大きな課題である後継者不足については、自社内人材の育成に係る支援を拡充していくとともに、平成19年度に創設された事業承継資金融資制度の円滑な実行や、事業承継協議会による普及・啓発、実務家間の支援ネットワークの構築・機能充実など、総合的な支援体制を早期に確立されるよう要望いたします。

- ① 「事業承継支援センター」の普及促進の（新制度の普及促進、相談・情報提供・研修など）
- ② 事業承継マッチングDBを活用した事業承継マッチングの確実な実行
- ③ 日本政策金融公庫における事業承継資金融資制度の円滑な実行

2. 中小企業金融の大幅な強化の実現

緊急金融支援に関しては前述の通りですが、中小企業の資金調達環境を強固なものとするため、以下について環境整備が図られるよう要望いたします。

特に、融資を受ける際に要求される経営者の個人保証や第三者の連帯保証人は、

当経営者や連帯保証人の自己破産と再起の可能性を著しく阻害する事になります。経営者が会社の借り入れに対して責任を明確化するという意味に対しては止むを得ない部分があるかと思いますが、第三者の連帯保証は性質上相保証のような弊害も生まれますので、早急に是正が求められます。ついては、中小企業金融の大幅な強化を図るため、以下について要望します。

- ① 小規模事業者経営改善資金融資（マル経融資）の拡充に伴う周知
- ② 電子認証制度の普及にともない、事業資金借り入れに際して必須となる納税確認書類等における公印等の省略を認めること
- ③ 金融機関からの借入に際し、第三者連帯保証の要求禁止
- ④ 信用保証協会の予約保証制度の普及促進

3. 中小企業のための再生支援スキームの普及と適切な運用

自力では限界のある企業・事業の再生についても支援スキームを強化し、普及していくべきです。また、法的再生や中小企業再生支援協議会を通じて企業再生を図る中小企業経営者については、再建途上における支援策についても講じていくことが求められます。一方で、民事再生を受けた企業が低価格商品を販売することで既存企業のマーケットを奪う事態も起きており、節度ある再生支援スキームの構築が求められます。

- ① 民事再生法の制度乱用の防止を目的とした審査の厳格化
- ② 中小企業再生支援協議会の人員拡充と相談機能の強化
- ③ 中小企業再生支援協議会の支援に基づき事業再生を図る企業に対する債権につき、政府系金融機関は債権放棄に柔軟に応じること
- ④ 多重債務を抱える個人債務者のうち保証債務総額3,000万円以下の者を対象に破産せずに再生を図ることを可能とする小規模個人再生手続の適用範囲の拡大
- ⑤ 事業再建者に対する定期使用住宅の一定期間の提供

4. IT対応力の強化

中小企業における財務会計は、日本版SOX法に始まる経営の透明性への要請や新リース会計基準など相次ぐ新制度への対応が求められております。しかしながら、中小零細企業の多くは、自社の経営資源が限られているため、業務遂行の際の負担となり、急速に進む新制度に対応出来ていないのが現状です。さらには、人事給与などの人材マネジメントにおいては、個人情報保護法や日本版SOX法の法制化など、企業ではITを活用した内部統制の整備が求められています。

こうした状況を踏まえ、財務会計、人事給与等の業務を支援するサービスの提供と普及促進により、中小企業のIT対応力の強化が実現可能となる支援体制の確立を要望いたします。

5. 若年者に対する職業教育の充実

ニートやフリーターの増加をあげるまでもなく、若年層に対する職業教育の充実は不可欠です。特に、工業や建設業に多い3Kと呼ばれる職場への就業を促す教育を実践する必要があります。技術技能を身に付けて磨く事により報われる社会の実現するため、若年層からさまざまな職業に触れられる事が必要となります。ついては、以下について関連施策が拡充されるよう要望いたします。

- ① 工業高校や高等専門学校において、より実務に近い教育カリキュラムや健全な職業観を醸成するような体制を構築すること
- ② 日本版デュアルシステムなど民間企業を活用した職業訓練に中小企業の参画が図られるよう、受入企業に対する負担軽減措置を講じること
- ③ 職業訓練にあたって、外部人材利用に対する負担軽減措置を講じること

IV. 中小企業のイノベーションに資する支援策の実践

1. 中小企業の排出削減対策の推進

中小企業にとって、排出削減対策に取り組むためには、新たに設備等を購入する費用の負担が伴うことなどから、高性能機器の導入による排出削減を推進するために、前述の「革新製品を購入した消費者・法人に対する所得控除税制」など資金面の支援策を拡充するとともに、中小企業が利用しやすい環境を整備されたい。

2. 人材確保・育成に係る支援強化

日本の製造現場においては技術・技能の継承が深刻な問題となっています。技術・技能の継承は、日本の産業の担い手である中小企業等の人材育成の観点からも喫緊の課題であり、さらに優秀な技術・技能を有する技術者、職人等の地位向上が必要です。そのためには、若年層への職場体験の促進による職業観の醸成など草の根レベルでの活動が求められております。若手就労者が自身の技能を図る基準として技能検定等の取得推進が期待されます。

また、製造業はもとより、商業、卸売業、情報サービス業において、より実践的な技術・技能を身につけた人材を早期に育成するためには、実際の業務に即したカリキュラムを体系的に教える一方、企業現場での研修や実習を業務の

実態に即して教育することが効果的であります。しかしながら、多くの中小企業は、職場でのOJTによる人材育成が中心となっております。

については、中小企業における人材確保・育成に係る環境改善を図るため、以下について制度が拡充されるよう要望いたします。

- ① 若年就労者に対する技能検定取得への補助制度の創設
- ② 技能継承に資する職場での訓練（OJT）に係る助成制度の創設
- ③ 熟練技能を有する人材に対する手当の創設
- ④ 人材投資育成促進税制の拡充
- ⑤ 将来の日本経済の担い手である小中学生の職業観を育むインターンシップや職場体験の促進を図るため、その受け入れとなる中小企業を対象とした助成制度の創設

3. 産学連携促進に資する支援強化

産学官連携が推進されているが、中小企業が大学研究室と共同研究等を行う場合、中小企業が大学研究室に依頼するにも接触の機会や方法・手段が少ないために、共同研究を推進するうえでの足枷となっている。中小企業の産学間の共同研究等を推進するため、中小企業と大学との出会いの場の創出や研究開発予算の中小企業への配慮など、中小企業が大学研究室と共同で研究に取り組むための環境づくりを含めた産学官からなる推進体制の整備、確立を要望いたします。

4. ワークライフバランスの推進に資する支援強化

平成19年度より中小企業における仕事と育児の両立のため、託児施設の設置費用を対象とする少子化対策融資制度が創設されました。今後、広くワークライフバランスの考え方を定着させていくには、同制度の対象内容を多様化することが求められます。また、併せて、企業において関連制度を導入する際に必要となるコンサルティング費用に係る助成制度の創設を要望いたします。

以上